

第9期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店
はまぎんホール ヴィアマーレ

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容の一部改定の件

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
証券コード：7186

CONCORDIA
Financial Group





皆さまには、平素よりご厚情を賜り、厚くお礼申しあげます。

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念である「地域にとってなくてはならない金融グループ」であり続けるために、地域社会・お客さまが抱える課題に真摯な姿勢で向き合い、ソリューションの幅を広げ、質を高めていくことで、最も身近な存在として選ばれるようになるという決意から、長期的にめざす姿を「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」としています。

環境変化が加速し不確実性が増す中において、長期的にめざす姿を実現するためには、未来を見据えた成長投資の拡大と経営体制のさらなる強化により、持続的成長を支える基盤を構築する必要があります。このため、2025年4月にスタートした新しい中期経営計画は、基本テーマを「Growth」「Empowerment」「Sustainability」とし、未来への飛躍につなげる3年間としました。

この4月からはL & F アセットファイナンスが新たに当社グループに加わるなど、当社は銀行グループから総合金融グループに発展していくうえでの第一歩を踏み出しました。

そして、新中期経営計画のスタートにあわせ、未来への飛躍に向かって次のステージに進むために、当社グループが地域金融機関を軸とするフィナンシャルグループであることを国内外のステークホルダーにより広く認知してほしいという思いから、社名を「横浜フィナンシャルグループ」へと変更する予定です。さらに、監査等委員会設置会社へ移行し、監督機能の実効性をさらに高めることでコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかっていきます。

引き続き当社は、地域やお客さまが抱える課題の解決を通じて、社会価値・経済価値を協創することで、企業価値の向上をはかるとともに、株主還元の強化にも取り組むことで、すべてのステークホルダーに支持される未来を築いていきます。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年5月

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
代表取締役社長 片岡 達也



当社ホームページ

<https://www.concordia-fg.jp/>

コンコルディア・フィナンシャルグループ

検索



証券コード 7186

2025年5月27日

(電子提供措置の開始日 2025年5月21日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 片 岡 達 也

第 9 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「株主総会」の「コンコルディア・フィナンシャルグループ 第9期定時株主総会（2025年6月20日）」欄に掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/shareholder/stock/meeting/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「コンコルディア・フィナンシャルグループ」を入力または「コード」に「7186」（半角）を入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」（「情報を閲覧する場合はこちら」）の順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月19日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店 はまぎんホール ヴィアマーレ

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項** 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容の一部改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面をお送りしておりますが、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告のうち下記事項
「当社の現況に関する事項」の一部、「会社役員（取締役及び監査役）に関する事項」の一部、「当社の株式に関する事項」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」
 - ②連結計算書類
 - ③計算書類
 - ④監査報告書
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト に修正内容を掲載させていただきます。

以 上

- ◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。
- ◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日に上映するビデオを、2025年6月13日（金）（予定）に当社ウェブサイト で配信いたします。
- ◎株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。また、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。
- ◎株主総会当日までの諸状況により対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/>

議決権行使のお願い

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございます。

インターネットによる議決権行使

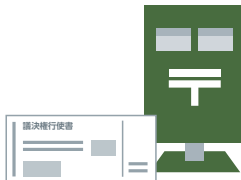


インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

**2025年6月19日（木）
午後5時まで**

書面による議決権行使

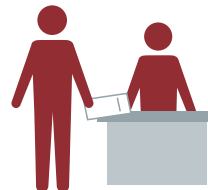


同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

**2025年6月19日（木）
午後5時到着分まで**

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

**2025年6月20日（金）
午前10時**

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使をおこなう旨とその理由を当社へご通知ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年6月19日(木)午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

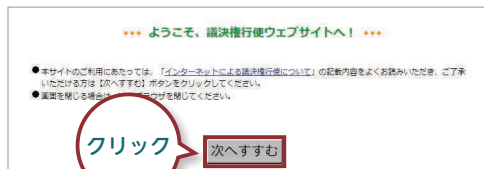
当社の指定する議決権行使ウェブサイトから行使してください。

STEP 1



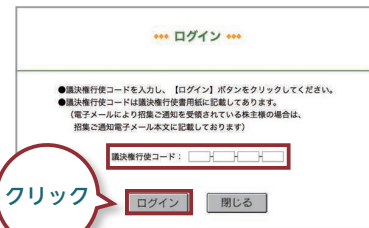
<https://www.e-sokai.jp> 議決権行使ウェブサイトへアクセス

STEP 2



インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「**次へすすむ**」をクリック

STEP 3



議決権行使コードを入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワード変更画面が表示されますので議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力のうえ、ご使用になるパスワードを登録願います。

※ 議決権行使コード、パスワードは本書同封の議決権行使書用紙の裏面に記載されております。

STEP 4

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォンからは「スマート行使[®]」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご注意

- 1) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 2) スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくでパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-707-743**

受付時間 | 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付

ライブ配信のご案内

株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。



公開日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時より

視聴方法

●IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID

パスワード

ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- ライブ配信をご視聴される株主さまは、株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。インターネットまたは書面により事前に行使いただきますようお願いいたします。（4～5頁参照）
- ライブ配信内でのご質問およびご意見はお受けすることができません。
- ライブ配信の音声は日本語のみです。
- ご使用のインターネット接続環境および回線の状況等によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主さまのご負担となります。
- 快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- 音声および映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 音声および映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。
- ご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみを基本とさせていただきますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

後日配信

株主総会の模様については、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

当社ウェブサイト <https://www.concordia-fg.jp/>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号変更にかかる変更

当社は、おもな営業地盤を神奈川県および東京都とする横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行の3行を中心とした地域金融グループであり、長期的にめざす姿として「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を掲げています。2025年4月1日にはL & F アセットファイナンスを子会社化するなど、銀行グループから総合金融グループへの発展に向けた取り組みを進めていくなかで、国内外のステークホルダーに対し、当社の事業ポートフォリオをより広く、わかりやすく認知していただくことを目的として、「横浜フィナンシャルグループ」へ商号を変更するものであります。

なお、本件については、2025年10月1日付で効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にかかる変更

当社は、総合金融グループへの進化に向けて、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与することで、取締役会の監督機能をさらに強化してまいります。

これにともない、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(1) 商号変更にかかる変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>コンコルディア・フィナンシャルグループ</u> と称し、英文では <u>Concordia Financial Group, Ltd.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社横浜 <u>フィナンシャルグループ</u> と称し、英文では <u>Yokohama Financial Group, Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
(新設)	<u>附則</u> <u>(商号変更に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 定款第1条(商号)の変更は、2025年10月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にかかる変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人 第2章 株式 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 (条文省略) (株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> 第2章 株式 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3 (現行どおり) (株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または<u>取締役会から委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。 (新設) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7名以内</u>とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、3名とする。</u> (取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(役付取締役および社長執行役員) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 (条文省略) (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 (取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会の招集および議長) 第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。 2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 3 (条文省略) (取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。	(役付取締役および社長執行役員) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 (現行どおり) (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 (取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 (取締役会の招集および議長) 第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して、発するものとする。 2 取締役会は、取締役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 3 (現行どおり) (取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

現行定款	変更案
2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) 第27条 (条文省略) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u> (監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第28条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (常勤監査等委員) 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役会の招集) 第34条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して、発するものとする。 2 監査役会は、監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (新設) (監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会規程による。 第6章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略) 第7章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	(削除) (削除) (監査等委員会の招集) 第30条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して、発するものとする。 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (監査等委員会の決議の方法) 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり) 第7章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにともない、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については31頁をご参照ください。）

候補者 番 号		氏 名	性別			現在の当社における 地位および担当
1	再任	かた おか たつ や 片 岡 達 也	男性			代表取締役社長
2	再任	お の でら のぶ お 小野寺 伸 夫	男性			代表取締役 経営企画部・人財部担当 グループサステナビリティ推進担当
3	新任	かつ た みち ふみ 勝 田 道 文	男性			執行役員 営業戦略部担当
4	再任	あき よし 秋 吉	男性	社外	独立役員	取締役
5	再任	よ だ ま み 依 田 真 美	女性	社外	独立役員	取締役
6	新任	いし い しげる 石 井 茂	男性	社外	独立役員	—

候補者
番号

1

か た お か た つ や
片岡 達也

再任



生年月日：1967年1月2日（満58歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役社長

所有する当社の株式の数：普通株式 41,500株
：潜在的に所有する普通株式（※） 113,742株

（※）潜在的に所有する普通株式は、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済み株式交付ポイント相当数をご参考として記載しております。

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

略歴：

1990年 4 月	株式会社横浜銀行入行	2019年 4 月	株式会社横浜銀行 執行役員総合企画部長 (2019年11月退任)
2009年 4 月	同 鴨居駅前支店長	2019年12月	当社 執行役員
2010年12月	同 ロンドン駐在員事務所長		株式会社東日本銀行 取締役 (2022年3月退任)
2013年 4 月	同 経営企画部事業戦略企画室長	2022年 4 月	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取（現任）
2016年 4 月	同 営業企画部副部長兼営業企画部金融 テクノロジー事業化推進室長	2022年 6 月	当社 代表取締役社長（現任）
2017年 4 月	同 個人営業部長		
2018年 4 月	当社 執行役員経営企画部長		

■ 取締役候補者とした理由等

片岡達也氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、国際部門や営業部門およびサステナビリティ推進等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役社長および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

2

お の で ら の ぶ お
小野寺 伸夫

再任



生年月日：1971年6月3日（満53歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役 経営企画部・人財部担当
グループサステナビリティ推進担当

所有する当社の株式の数：普通株式 27,700株
：潜在的に所有する普通株式（※） 56,907株

（※）潜在的に所有する普通株式は、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済み株式交付ポイント相当数をご参考として記載しております。

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100％）

略歴：

1995年 4 月	株式会社横浜銀行入行	2022年 6 月	当社 取締役
2017年 4 月	同 溝口支店長	2023年 4 月	株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員
2018年10月	同 総合企画部副部長	2024年 4 月	当社 代表取締役
	兼当社経営企画部シニアマネージャー	2025年 4 月	同 代表取締役
2019年 4 月	当社 経営企画部事業戦略企画室長		経営企画部・人財部担当
	兼株式会社横浜銀行 総合企画部担当部長		グループサステナビリティ推進担当（現任）
2019年12月	同 経営企画部長		株式会社横浜銀行 代表取締役副頭取
	兼株式会社横浜銀行 総合企画部長		経営企画部・協会関連業務・人財部担当
2021年 4 月	株式会社横浜銀行 執行役員営業戦略部長		サステナビリティ推進・タレントマネジ
2022年 4 月	当社 執行役員		メント推進担当
	株式会社横浜銀行 取締役執行役員		経営管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

小野寺伸夫氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、営業部門やIT部門およびサステナビリティ推進等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役および株式会社横浜銀行の代表取締役としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役副頭取

候補者
番号

3

かつ た みち ふ み
勝田 道文

新任



生年月日：1969年2月21日（満56歳）

現在の当社における地位および担当：執行役員 営業戦略部担当

所有する当社の株式の数：普通株式 12,400株
：潜在的に所有する普通株式（※） 48,255株

（※）潜在的に所有する普通株式は、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済み株式交付ポイント相当数をご参考として記載しております。

取締役会への出席状況：－

略歴：

1992年 4 月 株式会社横浜銀行入行
2012年11月 同 湯河原支店長
2015年 4 月 同 新橋支店長
2017年10月 同 平塚支店長
2019年 2 月 同 平塚支店長 兼 花水台支店長
2019年 4 月 浜銀ファイナンス株式会社 代表取締役
社長（2021年3月退任）
2021年 4 月 株式会社横浜銀行 執行役員
2023年 4 月 同 取締役執行役員
2023年 6 月 株式会社神奈川銀行 取締役（非業務執行）
（2025年3月退任）

2024年 4 月 当社 執行役員
株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員
2025年 4 月 当社 執行役員 営業戦略部担当（現任）
株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員
デジタル戦略部・ダイレクトソリューション部・営業戦略部担当
営業本部副本部長（現任）
株式会社 L & F アセットファイナンス
取締役（非業務執行）（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

勝田道文氏は、当社グループの一員として、複数の営業店の支店長を歴任し、融資部門のほか人事部門や営業部門等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、浜銀ファイナンス株式会社の代表取締役社長としての経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員、株式会社 L & F アセットファイナンス 取締役（非業務執行）

候補者
番号

4

あきよし
秋吉

みつる
満

再任

社外

独立役員

生年月日：1956年1月9日（満69歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 11,100株

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

略歴：

1978年 4 月 丸紅株式会社入社
2007年 4 月 同 執行役員
2009年 4 月 同 常務執行役員
2010年 6 月 同 代表取締役常務執行役員
2012年 4 月 同 代表取締役専務執行役員
2014年 4 月 同 代表取締役副社長執行役員
2015年 4 月 同 代表取締役副社長執行役員
生活産業グループCEO
2018年 4 月 同 取締役特別顧問
2018年 6 月 同 特別顧問（2019年3月退任）

2019年 4 月 エムジーリース株式会社
（現 みずほ丸紅リース株式会社）
代表取締役社長
2019年 6 月 当社 社外取締役（現任）
国際石油開発帝石株式会社
（現 株式会社INPEX）
社外監査役（現任）
2022年 4 月 みずほ丸紅リース株式会社
顧問（非常勤）（2024年3月退任）



■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

秋吉満氏は、丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員、みずほ丸紅リース株式会社代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験を有するとともに、丸紅株式会社では財務部門のほかIT部門や法務部門およびCSR・環境部門等に携わるなど、幅広い知見を有しており、引き続き当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社INPEX 社外監査役

■ 独立性について

秋吉満氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を、2022年3月までみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長をそれぞれ務めておりますが、丸紅株式会社およびみずほ丸紅リース株式会社各社と、当社およびグループ各社との間における2024年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

秋吉満氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

5

よ だ ま み
依田 真美
(戸籍上の氏名 深沢 真美)

再任

社外

独立役員



生年月日：1961年3月29日（満64歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 8,500株

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

略歴：

1986年 1 月	クレディ・スイス東京支店入行 (1997年7月退職)	2020年 6 月	当社 社外取締役（現任）
1997年 8 月	スタンダード・アンド・プアーズ・イン ターナショナルLLC アソシエート・ディレクター	2022年 4 月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニ ケーション学科 教授 相模女子大学大学院 社会起業研究科 教授
2000年 4 月	同 ディレクター	2022年 6 月	株式会社横浜銀行 取締役（非業務執行） （現任）
2005年 4 月	同 マネジング・ディレクター (2009年7月退任)	2025年 4 月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニ ケーション学科 特任教授（現任） 相模女子大学大学院 社会起業研究科 特任教授（現任）
2017年 4 月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニ ケーション学科 准教授		
2020年 4 月	相模女子大学大学院 社会起業研究科 准教授		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

依田真美氏は、長年、スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLCで事業会社等に関する格付・調査業務に携われ、現在は経営学の専門家として相模女子大学や同大学院で教鞭を執られるなど、経営・組織開発のほかりスクマネジメント、財務・会計やサステナビリティ等の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、引き続き当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に非業務執行取締役および社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 特任教授、相模女子大学大学院社会起業研究科 特任教授、株式会社横浜銀行 取締役（非業務執行）

■ 独立性について

依田真美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

- 依田真美氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である株式会社横浜銀行の取締役（非業務執行）であります。
- 依田真美氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

6

い し い し げる
石井 茂

新任

社外

独立役員

生年月日：1954年7月31日（満70歳）

現在の当社における地位および担当：－

所有する当社の株式の数：普通株式 28,800株

取締役会への出席状況：－

略歴：

1978年 4 月 山一證券株式会社入社（1998年3月退職）
1998年 6 月 ソニー株式会社入社（2001年3月退職）
2001年 4 月 ソニー銀行株式会社 代表取締役社長
2004年 4 月 ソニーフィナンシャルホールディングス
株式会社 取締役
2015年 6 月 同 代表取締役副社長
ソニー生命保険株式会社 取締役
（2020年6月退任）
ソニー損害保険株式会社 取締役
（2020年6月退任）
ソニー銀行株式会社 取締役
（2020年6月退任）

2016年 6 月 ソニーフィナンシャルホールディングス
株式会社 代表取締役社長
（2020年6月退任）
2018年 7 月 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式
会社 代表取締役社長（2020年6月退任）
2021年 6 月 株式会社横浜銀行 社外取締役（現任）
2023年 7 月 住友生命保険相互会社 社外取締役（現任）



■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

石井茂氏は、山一證券株式会社を経て、ソニー銀行株式会社およびソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の代表取締役社長等を歴任されるなど、企業経営者および金融やDXの専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした知見・経験を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

住友生命保険相互会社 社外取締役、株式会社横浜銀行 社外取締役

※株式会社横浜銀行については、2025年6月20日に取締役（非業務執行）に就任予定です。

■ 独立性について

石井茂氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、2020年6月までソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の代表取締役社長、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社の代表取締役社長、ソニー生命保険株式会社の取締役、ソニー損害保険株式会社の取締役、ソニー銀行株式会社の取締役を務めておりますが、各社と当社およびグループ各社との間における2024年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

- 石井茂氏は、2021年6月より当社特定関係事業者（子会社）である株式会社横浜銀行の社外取締役に就任しております。
- 石井茂氏が2015年6月から2020年6月まで取締役を務めていたソニー生命保険株式会社において、2017年7月に、同社元社員が同社のお客さまから不正に金銭を詐取していた事案が発覚しました。同氏は、すべてのお客さまに対する確認を提案・実行するとともに、コンプライアンス体制の充実および企業文化の改革に努めました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、秋吉満氏および依田真美氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当社と各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。また、石井茂氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、各候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにともない、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、社外取締役2名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については31頁をご参照ください。）

候補者 番 号		氏 名	性別		現在の当社における 地位
1	新任	まえ 前 はら 原 かず 和 ひろ 弘	男性		常勤監査役
2	新任	の 野 ぐち 口 ま 真 ゆ 有 み 美	女性	社外 独立役員	監査役
3	新任	すず 鈴 き 木 よし 良 かず 和	男性	社外 独立役員	—

候補者
番号

1

まえはら かずひろ
前原 和弘

新任



生年月日：1964年9月28日（満60歳）

現在の当社における地位：常勤監査役

所有する当社の株式の数：普通株式 32,600株

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

監査役会への出席状況（2024年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1988年 4 月	株式会社横浜銀行 入行	2016年10月	当社 執行役員リスク統括部長 (2017年1月退任)
2008年 8 月	同 融資部経営サポート室長	2017年 4 月	株式会社横浜銀行 執行役員 営業本部副本部長 (2018年3月退任)
2009年 4 月	同 融資部担当部長	2018年 4 月	当社 執行役員リスク統括部長 (2019年3月退任)
2010年 4 月	同 営業本部担当部長	2019年 6 月	同 常勤監査役（現任）
2011年 5 月	同 営業企画部担当部長		
2012年11月	同 蒲田支店長兼蒲田エリア委員長		
2015年 4 月	同 ブロック支援部営業本部事務局長		
2016年 4 月	同 執行役員リスク統括部長		

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由等

前原和弘氏は、当社グループの一員として、リスク管理部門のほか、営業部門や融資部門等に携わるなど当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社監査役としての豊富な経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、当社グループの健全で持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

■ 重要な兼職の状況

なし

候補者
番号

2

のぐち
野口

まゆみ
真有美

新任

社外

独立役員

生年月日：1968年9月3日（満56歳）

現在の当社における地位：監査役

所有する当社の株式の数：2,200株

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

監査役会への出席状況（2024年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1991年 4 月 株式会社三菱銀行入行（1993年1月退職）
1993年 3 月 シティバンク、エヌ・エイ在日法人入社
（1995年6月退職）
1998年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社（2008年3月退職）
2008年 4 月 野口公認会計士事務所 所長（現任）
2014年11月 株式会社Phone Appli 監査役
（2018年8月退任）

2018年 3 月 日本フェンオール株式会社 取締役
（2025年3月退任）
2021年 6 月 当社 社外監査役（現任）
2022年10月 株式会社脱炭素化支援機構 社外監査役
（現任）
2024年 6 月 株式会社JSP 社外監査役（現任）



■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

野口真有美氏は、長年、公認会計士事務所の所長を務められているほか、監査法人における監査実務の経験を有するなど、財務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、サステナビリティに関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの健全で持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上をはかる観点から当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待するとともに、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

野口公認会計士事務所 所長、株式会社脱炭素化支援機構 社外監査役、株式会社JSP 社外監査役、西華産業株式会社 社外取締役

※西華産業株式会社 社外取締役については、2025年6月下旬に就任予定です。

■ 独立性について

野口真有美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、現在野口公認会計士事務所の所長を務めておりますが、同事務所と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

野口真有美氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

3

すずき よしかず
鈴木 良和

新任

社外

独立役員



生年月日：1973年4月26日（満52歳）

現在の当社における地位：－

所有する当社の株式の数：3,700株

取締役会への出席状況：－

監査役会への出席状況：－

略歴：

2001年10月 弁護士登録
柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事
務所）入所（2005年1月退職）
2005年 2月 シティユーワ法律事務所入所
2009年 1月 同所 パートナー（現任）
2011年 9月 株式会社ゼロ 社外監査役（現任）

2020年 3月 株式会社TATERU（現 株式会社Robot
Home）社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年 6月 株式会社東日本銀行 社外監査役
（2025年6月20日退任予定）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

鈴木良和氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わるなど、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの健全で持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上をはかる観点から当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待するとともに、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所 パートナー、株式会社ゼロ 社外監査役、株式会社Robot Home 社外取締役（監査等委員）、株式会社東日本銀行 社外監査役

※株式会社東日本銀行 社外監査役については、2025年6月20日に退任予定です。

■ 独立性について

鈴木良和氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、シティユーワ法律事務所のパートナーを務めておりますが、同事務所と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

鈴木良和氏は、2021年6月より当社の特定関係事業者（子会社）である株式会社東日本銀行の社外監査役に就任しております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、前原和弘氏および野口真有美氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当社と各候補者の間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、鈴木良和氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、各候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにともない、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案の決議の効力は次期定時株主総会開催の時までいたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者

は し も と け い い ち ろ う
橋本 圭一郎

新任

社外

独立役員



生年月日：1951年10月20日（満73歳）

現在の当社における地位：監査役

所有する当社の株式の数：普通株式 21,100株

取締役会への出席状況（2024年度）：15回／15回（100%）

監査役会への出席状況（2024年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1974年 4 月	株式会社三菱銀行入行	2016年 4 月	当社 社外監査役（現任）
2001年 6 月	株式会社東京三菱銀行 国際業務部長 （2003年5月退職）	2016年12月	塩屋土地株式会社 代表取締役副会長
2003年 6 月	三菱自動車工業株式会社 代表取締役執行副社長兼最高財務責任者 （2004年6月退任）	2019年 4 月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事・ 専務理事（2021年4月退任） 塩屋土地株式会社 取締役 （2020年12月退任）
2005年 6 月	セガサミーホールディングス株式会社 専務取締役（2006年2月退任）	2020年 6 月	株式会社ファンケル 社外取締役 （2024年12月退任）
2010年 6 月	首都高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長（2012年6月退任）	2021年 4 月	前田道路株式会社 社外監査役 一般社団法人Tアートライフビレッジ 代表理事（2023年3月退任）
2012年10月	株式会社ビットアイル 監査役 （2015年12月退任）	2021年 6 月	前田道路株式会社 非業務執行取締役 （現任）
2014年 5 月	塩屋土地株式会社 代表取締役副社長・COO	2021年10月	インフロニア・ホールディングス 株式 社 社外取締役（現任）
2015年 6 月	株式会社東日本銀行 監査役 （2020年6月退任）		

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

橋本圭一郎氏は、株式会社東京三菱銀行の国際業務部長等を務められたほか、三菱自動車工業株式会社の代表取締役執行副社長兼最高財務責任者や首都高速道路株式会社の代表取締役会長兼社長を歴任されるなど、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの健全で持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上をはかる観点から当社の経営を監督し、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待するとともに、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

前田道路株式会社 非業務執行取締役、インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役

■ 独立性について

橋本圭一郎氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏が就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、2021年4月まで公益社団法人経済同友会の副代表幹事・専務理事を、2020年12月まで塩屋土地株式会社の取締役を、2023年3月まで一般社団法人Tアートライフビレッジの代表理事をそれぞれ務めておりますが、公益社団法人経済同友会と当社およびグループ各社との間における取引は、同社会員にかかる支払いのみであり、2024年度の取引額は、同社事業活動収入の1%未満であること、また、塩屋土地株式会社および一般社団法人Tアートライフビレッジと当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

- 橋本圭一郎氏は、2015年6月から2020年6月まで当社の子会社である株式会社東日本銀行の監査役に就任しておりました。
- 橋本圭一郎氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、橋本圭一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、橋本圭一郎氏が就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>取締役および執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社は、取締役会の独立性を確保し、その機能を公正かつ透明に発揮するため、当社グループから独立した立場にある社外取締役を取締役総数の3分の1以上選任するとともに、当社グループの業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する社外取締役を組み合わせ、取締役会が知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成しています。

当社が必要とする専門性・経験は、地域金融機関である子会社のビジネスモデルに照らし必要不可欠な「地域営業」、企業経営にあたり普遍的に求められる「企業経営・組織運営」、「法務・リスクマネジメント」、「財務・会計」、経営環境変化へ対応していくため、より高度な専門性を要する「国際・市場運用」、「IT・デジタル（DX）」、持続的な企業価値向上に向けて、環境分野や社会分野における課題を解決するための「サステナビリティ（環境・社会）」や、経営戦略と連動した人財戦略を推進し人的資本を最大化させるための「人的資本」であると考えており、取締役に加え執行役員を含めたスキルの組み合わせおよび各スキルの内容は以下のとおりであります。

氏 名	地 位	専門性・経験							
		企業経営・組織運営	地域営業	法務・リスクマネジメント	財務・会計	国際・市場運用	IT・デジタル(DX)	サステナビリティ(環境・社会)	人的資本
片岡 達也	代表取締役社長	●	●		●	●		●	
小野寺 伸夫	代表取締役	●	●		●		●	●	●
勝田 道文	取締役	●	●	●					●
秋吉 満	取締役 社外	●		●	●	●	●	●	
依田 真美	取締役 社外	●		●	●	●		●	●
石井 茂	取締役 社外	●		●	●		●		
前原 和弘	取締役 (監査等委員)		●	●	●				
野口 真有美	取締役 (監査等委員) 社外			●	●			●	
鈴木 良和	取締役 (監査等委員) 社外			●					

氏 名	地 位	専門性・経験							人的資本
		企業経営・組織運営	地域営業	法務・リスク マネジメント	財務・会計	国際・市場運用	IT・デジタル(DX)	サステナビリティ (環境・社会)	
小柴 裕太郎	執行役員		●	●					
小貫 利彦	執行役員						●		
鈴木 裕章	執行役員		●				●		
野辺 和美	執行役員			●	●				
赤堀 昌利	執行役員		●	●					
井上 齊	執行役員				●	●		●	
助川 和浩	執行役員	●	●		●				●
田中 将	執行役員				●			●	
荒井 智希	執行役員	●	●		●	●			

- (注) 1. 取締役の地位は就任予定の地位を記載しております。
 2. 各スキルの内容は下表のとおりであります。
 3. 持続的な企業価値向上に向けて、サステナビリティ経営や人的資本経営を推進するためのスキルとして、「サステナビリティ（環境・社会）」および「人的資本」を追加しました。

企業経営・組織運営	企業等の経営・組織運営に関する知識・経験・能力を備える
地域営業	地域経済を活性化するための資金供給やソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力を備える
法務・リスクマネジメント	法律、コンプライアンス遵守、リスク管理、融資審査、業界・企業分析にかかる知識・経験・能力を備える
財務・会計	財務戦略、会計・税務に関する専門知識を備える
国際・市場運用	グローバルな視点、海外事業、市場運用に関する知識・経験・能力を備える
IT・デジタル (DX)	システムの企画・運用・管理、デジタル分野等に関する知識・経験・能力を備える
サステナビリティ (環境・社会)	当社のサステナビリティ経営の実現のため、当社のみならず取引先や地域における環境分野や社会分野における課題解決に向けた知識・経験・能力を備える
人的資本	ソリューションビジネスを支える人材育成に重きを置いた人づくりを中心に、DEIを含めた組織づくり、従業員一人ひとりのWell-beingを起点にした環境づくりを推進するために必要な知識・経験・能力を備える

＜ご参考＞

社外取締役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。なお、以下に記載する「グループ各社」とは、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行であります。

○社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義：直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義：法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義：過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義：二親等内の親族

※「重要でない者」の定義：「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、金銭報酬については取締役の報酬等を年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）として、2017年6月20日開催の第1期定時株主総会にてご承認をいただいております。

今般、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を年額410百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案については、社外取締役のみで構成される報酬・人事委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

なお、株式報酬については、金銭報酬とは別枠で、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容の一部改定の件」において、ご審議をいただくこととしております。

また、取締役の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないこととしたいと存じます。

本総会の第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案については、社外取締役のみで構成される報酬・人事委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)等 に対する株式報酬等の額および内容の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2017年6月20日開催の第1期定時株主総会においてご承認をいただいたうえで、当社の取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員を対象として、退任後に役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）する報酬と、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等を交付等する報酬の2種類の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社が監査等委員会設置会社へ移行することにもない対象者を一部変更することに加え、2025年4月より新たな中期経営計画のもとで企業価値向上に取り組むにあたり、役員報酬制度においても中長期的なインセンティブである株式報酬の割合を引き上げることで、株主の皆さまとの価値共有をさらに高めていくことを目的としております。

これまで以上に業績や経営計画で掲げた施策の実現と報酬の連動性を高めるとともに、10年後のあるべき姿の実現に向けて中長期的な企業価値向上に取り組むインセンティブを高める内容であり、社外取締役のみで構成される報酬・人事委員会の審議を経ていることから当該報酬の内容は相当であると判断しております。

なお、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠で設定するものです。本総会の第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は3名となります。

2. 本制度における株式報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下これらをあわせて「取締役等」という。）の株式報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、信託を通じて当社株式が取得され、株式報酬として取締役等に当社株式等の交付等をおこなうものです。

信託Iでは、これまで株式交付時期を退任時としておりましたが、当社株式の保有促進を目的に毎事業年度終了後へと変更します。また、交付された株式は取締役等を退任するまで譲渡制限の対象とします。

本制度の内容は以下のとおりです。

① 本制度の当社における対象者	・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） ・委任契約を締結している執行役員	
② 当社が拠出する金員の上限	信託Ⅰ	・ 3 事業年度を対象として、150百万円
	信託Ⅱ	・ 3 事業年度を対象として、480百万円
③ 取締役等が取得する当社株式等の数の上限	信託Ⅰ	・ 1 事業年度あたりに取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は、71,000ポイント（※）
	信託Ⅱ	・ 1 事業年度あたりに取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は、227,000ポイント（業績連動係数の最大値適用の場合）（※）
④ 株式価値の希薄化の影響および当社株式の取得方法	・ 上記の 1 事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの上限に相当する当社株式数の合計である298,000株の当社発行済株式の総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.03% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定。なお、2025年度は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。	
⑤ 業績連動係数の内容	・ 信託Ⅱは中期経営計画の最終事業年度の会社業績指標の業績達成度等に応じて0～200%の範囲で変動（最終的な業績連動係数は、報酬・人事委員会の審議を経て決定）	
⑥ 当社株式等の交付等の時期	信託Ⅰ	・ 毎事業年度終了後 ・ 交付された株式には対象取締役等のいずれの地位をも喪失するまで譲渡制限の対象
	信託Ⅱ	・ 対象期間終了後

（※） 1 ポイントは、当社株式 1 株とします。信託Ⅰおよび信託Ⅱに属する当社株式数が、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等により増加または減少した場合、交付等がおこなわれる 1 ポイントあたり当社株式数を見直します。

（2）クローバック条項等

取締役等の職務に関し、当社と取締役等との間の委任契約等に反する重大な違反があった場合、急激な業績悪化や企業価値を毀損するような重大事故、不祥事等が発生した場合については、当該取締役等に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役等に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(3) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式は、経営の中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(4) 本制度に関するその他の事項

本制度に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとします。

(ご参考) 本制度の詳細につきましては、2025年5月12日付プレスリリース「取締役等に対する株式報酬制度の一部改定および継続について」をご参照ください。

URL : <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7186/tdnet/2608892/00.pdf>



3. その他

当社の子会社等である株式会社横浜銀行、株式会社東日本銀行および株式会社神奈川銀行（以下「子会社」といい、当社と子会社をあわせて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下本議案において同じ。）および各子会社と委任契約を締結している執行役員（当社の取締役等とあわせて、以下「対象取締役等」という。）も、本制度の対象とし、対象取締役等は、同一の信託で管理いたします。当社を含む対象会社全体の金員の上限等は以下のとおりです。なお、当社株式の取得方法、業績連動係数の内容および当社株式等の交付等の時期は、上記の当社分と同様の扱いとなります。

① 対象会社が拠出する金員の上限	信託Ⅰ	・ 3事業年度を対象として、540百万円
	信託Ⅱ	・ 3事業年度を対象として、1,470百万円
② 対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限	信託Ⅰ	・ 1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は255,600ポイント
	信託Ⅱ	・ 1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は、695,300ポイント（業績連動係数の最大値適用の場合）
③ 株式価値の希薄化の影響	・ 上記の1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイントの上限に相当する当社株式数の合計である950,900株の当社発行済株式の総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.08%	

<ご参考>

本総会の決議事項第1号議案、第5号議案、および第7号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬制度の概要は次のとおりです。

報酬種類		業績連動	支給時期	支給基準	業績連動指標		(ご参考) 業務執行取締役報酬構成比率 ※()内は変更前の比率		
基本報酬		非連動	月次	役割や責任に応じて支給	—		50% (66%)		
短期業績連動報酬		短期業績連動	年次	役位別の標準額に、単年度の会社業績および役員個人の業務上の成果にもとづく評価に応じて支給	会社業績	実質業務純益（当社グループの銀行合算） 親会社株主に帰属する当期純利益		20% (17%)	
					個人業績	期初に設定する個人目標に対する達成度等			
株式報酬	信託Ⅰ	非連動	毎年度	役位別の標準額に相当する当社株式を毎月積み立て、年度末まで繰り延べて毎年度支給(退任時まで譲渡制限の対象)	—		10% (9%)		
	信託Ⅱ	中期業績連動	中期経営計画終了後	役位別の標準額に相当する当社株式等※を毎月積み立て、中期経営計画終了後まで繰り延べ、中期経営計画の重要な目標指標等達成度に応じて支給 ※当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭	財務指標 (評価ウェイト50%)		ROE（連結・東証基準） 親会社株主に帰属する当期純利益 普通株式等Tier 1 比率		50% (34%)
					非財務指標 (評価ウェイト40%)	内部指標	①自社のGHG排出量削減率（累計） ②サステナブルファイナンス（累計） ③会社の総合的魅力度（従業員意識調査） ④女性管理役職者比率 ⑤地域社会の課題解決への取組件数		
						外部指標	①CDP（気候変動） ②S&P/JPXカーボンエフィシエント指数 ③MSCI女性活躍指数 ④MSCI ESG RATING ⑤FTSE ESG RATING		
					株価指標 (評価ウェイト10%)		相対TSR		

以上

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

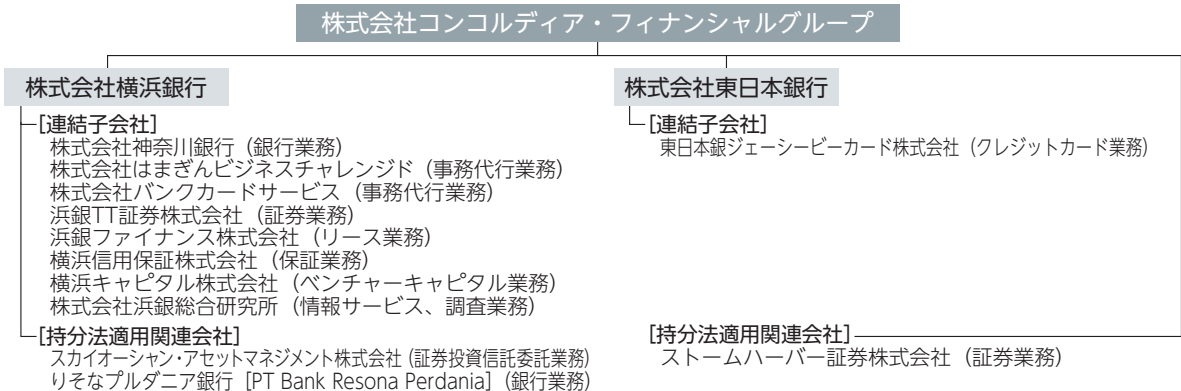
当社グループは、当社と子会社等34社により構成される企業集団であり、地域にとってなくてはならない金融グループとして銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などをおこなっています。

[金融経済環境]

2024年度のわが国経済を振り返りますと、景気は緩やかに回復しました。中国経済の減速等の下押し要因があったものの、世界的な半導体市場の回復等が支えとなり、輸出は横ばい圏内で推移しました。また、インバウンド消費は増加基調が続きました。一方、個人消費は高い賃金上昇率が支えとなり、物価高が長期化する中でも緩やかに回復しました。企業の設備投資も企業収益が高水準で推移するもとで、回復基調を維持しました。

金融面では、短期金利が日本銀行の2度の利上げを受けて上昇基調で推移しました。年度初めに0～0.1%で推移していた無担保コールレート（オーバーナイト物）は、年度末には0.5%程度まで上昇しました。また、長期金利についても上昇基調で推移しました。10年物国債金利は2024年半ばに1%を上回った後、米国の長期金利の低下を受けて一時1%を下回りましたが、秋口以降は再び上昇基調を強め、2025年3月下旬には1.6%に迫る場面もありました。

●組織図



(2025年3月末時点)

- (注) 1. 株式会社かなぎんビジネスサービスについては、2024年3月31日付で解散し、同年7月25日付で清算終了しており、当社の連結子会社から外れております。
2. 東日本ビジネスサービス株式会社については、2024年7月31日付で解散し、2025年1月9日付で清算終了しており、当社の連結子会社から外れております。

〔企業集団を巡る事業の経過及び成果等〕

（2024年度の取り組み）

当社グループは、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上と、長期的にめざす姿である「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」の実現に向け、2022年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んできました。中期経営計画の最終年度である2024年度は、「収益力の強化」「人的資本投資の強化」「地域社会の持続的な発展への貢献」を優先的に対処すべき課題に掲げ、3つの基本テーマにもとづく重点戦略を推し進めてきました。その結果、業績は着実に向上し、中期経営計画の目標指標を達成しました。

●中期経営計画の概要

■長期的にめざす姿

地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー

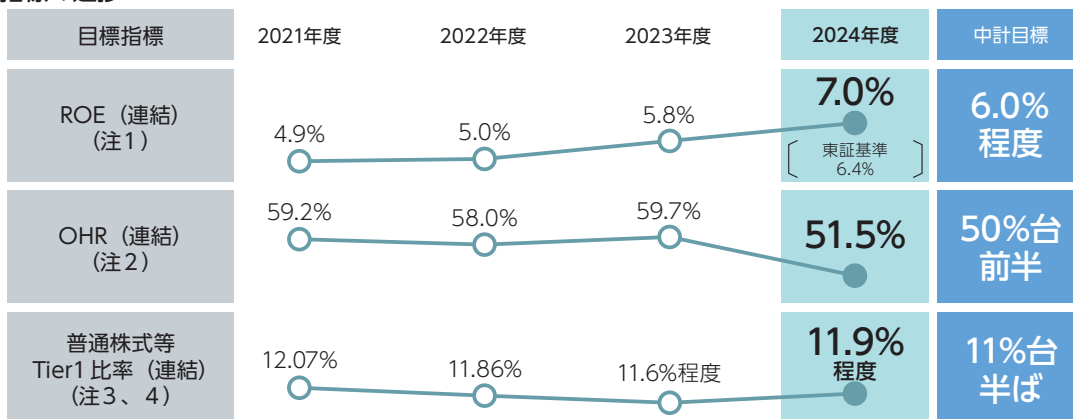
■中期経営計画の位置づけ

変革を加速し、成果を具現化する3年間

■基本テーマ・重点戦略



●目標指標の進捗



- （注）1. ROE（連結）＝親会社株主に帰属する当期純利益÷株主資本（期首・期末平均残高）
 ROE（連結）東証基準＝親会社株主に帰属する当期純利益÷自己資本（期首・期末平均残高）
 自己資本は純資産の部合計から株式引受権、新株予約権および非支配株主持分を除く。
 2. OHR（連結）＝経費÷業務粗利益
 3. 普通株式等Tier1比率＝普通株式等Tier1（その他有価証券評価差額金を除く）÷リスクアセット
 4. 2021年度については、バーゼルⅢ最終化前。2022年度、2023年度、2024年度、中計目標については、バーゼルⅢ最終化・完全実施ベース。

基本テーマ1 Growth

お客さまの経営課題解決に資するソリューションやライフステージに応じた金融サービスの提供を推し進めたことに加えて、金融政策の転換による金利環境の変化を捉え適切なリスクリターンを確保し、収益力を強化しました。また、当社グループの成長戦略を後押しする戦略的投資を実行し、ビジネス領域の強化・拡大に取り組みました。

重点戦略① ソリューションビジネスの深化・拡大

- ・法人のお客さまには、資本政策や事業承継ニーズの高まりを背景に、M&AアドバイザリーやLBOローンを中心としたファイナンスなどのソリューション提供を強化
- ・個人のお客さまには、浜銀TT証券との銀証連携を活用した富裕層向けの資産運用提案や新NISAをはじめとする資産形成を支援する取り組みを強化し、グループ一体での総合的なソリューション提供を推進

重点戦略② 戦略的投資・提携の活用

- ・不動産担保融資の専門金融会社であるL & F アセットファイナンスの株式取得を決定
- ・千葉銀行との業務提携「千葉・横浜パートナーシップ」は、新たな5か年計画をスタート

基本テーマ2 Change

ソリューション・カンパニーの実現に向けた「グループ人財戦略」の3つの柱である「人づくり」「組織づくり」「環境づくり」にもとづいた人的資本投資の強化に取り組みました。また、デジタル・トランスフォーメーションを活用した業務効率化やお客さまの利便性向上を推し進めました。

重点戦略③ 人財ポートフォリオ改革・エンゲージメント向上

- ・従業員一人ひとりの成長意欲・挑戦意欲の向上などを目的とした、新たな人事制度を導入
- ・ソリューションビジネスの深化・拡大に向けて、若手従業員の臨店指導などOJT支援をおこなう育成担当部長を新たに配置
- ・新卒採用におけるSNSを活用した情報発信の強化、専門コース採用や高卒採用などの採用ルートの多様化、各部主導のキャリア採用体制の構築を実施

重点戦略④ デジタル・トランスフォーメーション (DX)

- ・お客さまとの非対面チャネル強化に向けて、スマートフォンアプリ「はまぎん365」の利用登録簡略化や情報の一覧表示機能追加など機能改善を推進し、利用者数は135万人を超過
- ・教育機関の決済事務のDXに向けた取り組みとして、慶應義塾高等学校へ口座開設と口座振替をパッケージ化したサービスの提供を開始
- ・業務の効率化をはかるべく、生成AIを活用した融資審査書類作成の実証実験を実施

基本テーマ3 Sustainability

地域社会の持続的な発展に貢献すべく、お客さまのサステナビリティ経営の支援や地域経済の活性化につながるソリューションの提供に取り組みました。また、企業価値向上の実現に向けて、ステークホルダーとの対話強化や情報開示の充実など、経営のさらなる透明性向上に取り組み、ガバナンスの高度化を推し進めました。

重点戦略⑤ 持続可能な地域社会への貢献

- ・脱炭素社会の実現に向けて、投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする目標を設定
- ・サステナビリティに関する体系的な取り組みの推進、カーボンオフセット型私募債を通じた地域の脱炭素化への貢献などが評価され、環境省が主催する「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」間接金融部門で銅賞を受賞
- ・地域企業の課題解決やイノベーション促進に向けて、県内8大学が保有する技術シーズを企業に紹介する産学連携イベントを、かながわ産学公連携推進協議会および神奈川産業振興センターと共同で開催

重点戦略⑥ グループガバナンスの高度化

- ・情報開示の充実により、日本IR協議会から「IR優良企業賞」を初めて受賞したほか、ESGの取り組みを評価する「MSCI ESGレーティング」でAAA評価を取得
- ・企業価値向上に向けた取り組みに関する従業員向け説明会を開催し、企業価値向上の必要性について社内意識を醸成

(2024年度の業績)

【当社グループの連結業績等】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、貸出金利息の増加などにより、前年度比408億円増加の3,991億円となりました。連結経常費用は、国債等債券売却損の減少などにより、前年度比49億円減少の2,763億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比457億円増加の1,227億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比158億円増加の828億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比4,388億円増加の20兆4,129億円、貸出金が前年度末比1,429億円増加の16兆7,456億円となりました。

普通株式等Tier1比率は15.39%、総自己資本比率は15.67%と、リスクアペタイト・フレームワークの活用により、将来のリスクにも備えた十分な資本水準を維持しました。

2024年度は、以下の株主還元方針にもとづき、1株あたり配当金は29円といたしました。株主の皆さまへの還元の合計額は、自己株式の取得200億円とあわせ534億円となり、当期純利益の64%となりました。

<2024年度株主還元方針>

- ・累進的な配当を基本とし、配当性向は40%程度を目安とする。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施する。

【横浜銀行の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行の業績につきましては、経常収益は、貸出金利息の増加などにより、前年度比406億円増加の3,186億円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の減少などにより、前年度比72億円減少の2,093億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比479億円増加の1,092億円、当期純利益は、前年度比329億円増加の752億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比5,904億円増加の18兆5,621億円、貸出金が前年度末比1,704億円増加の14兆7,833億円となりました。

【東日本銀行の業績と主要勘定期末残高】

東日本銀行の業績につきましては、経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により、前年度比12億円増加の316億円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の増加などにより、前年度比44億円増加の252億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比31億円減少の63億円、当期純利益は、前年度比22億円減少の44億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比859億円減少の1兆5,078億円、貸出金が前年度末比417億円減少の1兆6,287億円となりました。

【神奈川銀行の業績と主要勘定期末残高】

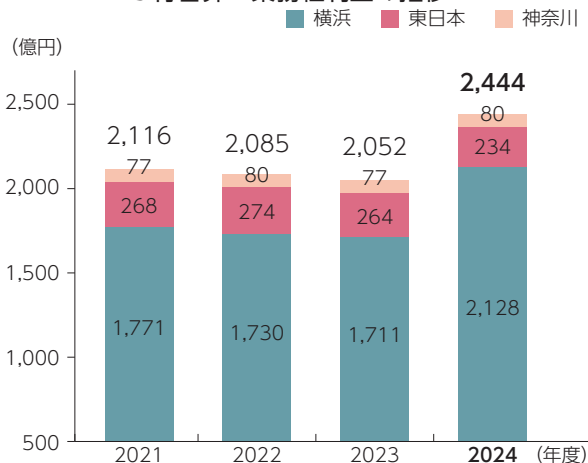
神奈川銀行の業績につきましては、経常収益は、株式等売却益の減少などにより、前年度比8億円減少の101億円となりました。経常費用は、営業経費や貸倒引当金繰入額の減少などにより、前年度比14億円減少の87億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比6億円増加の14億円、当期純利益は、前年度比4億円増加の8億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比36億円減少の4,680億円、貸出金が前年度末比35億円増加の4,095億円となりました。

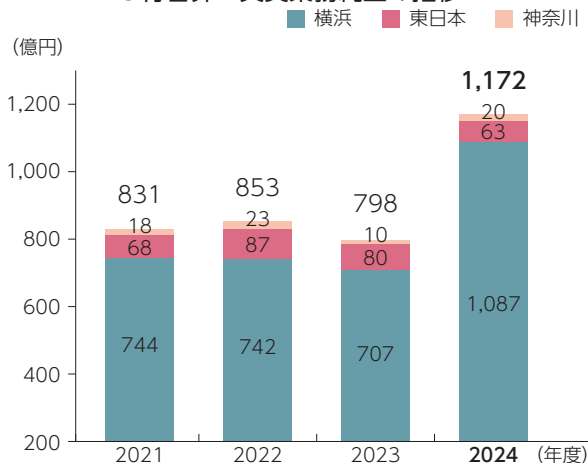
【3行合算の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行の3行合算業績につきましては、業務粗利益が前年度比391億円増加の2,444億円、実質業務純益が前年度比373億円増加の1,172億円となりました。主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比5,008億円増加の20兆5,380億円、貸出金が前年度末比1,321億円増加の16兆8,216億円となりました。

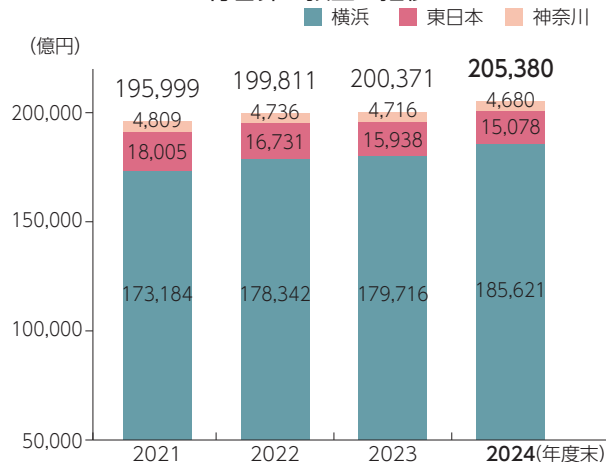
3行合算 業務粗利益の推移



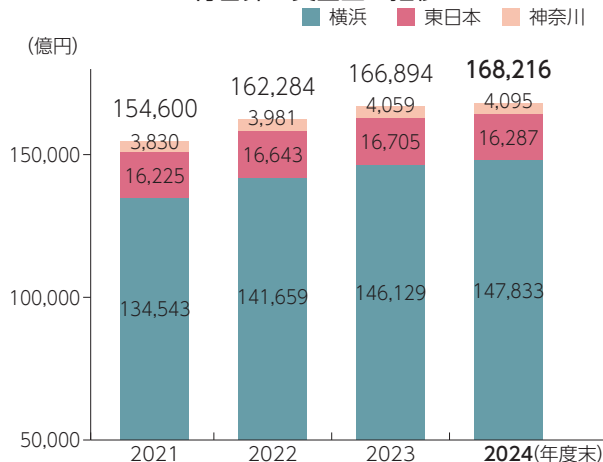
3行合算 実質業務純益の推移



3行合算 預金の推移



3行合算 貸出金の推移



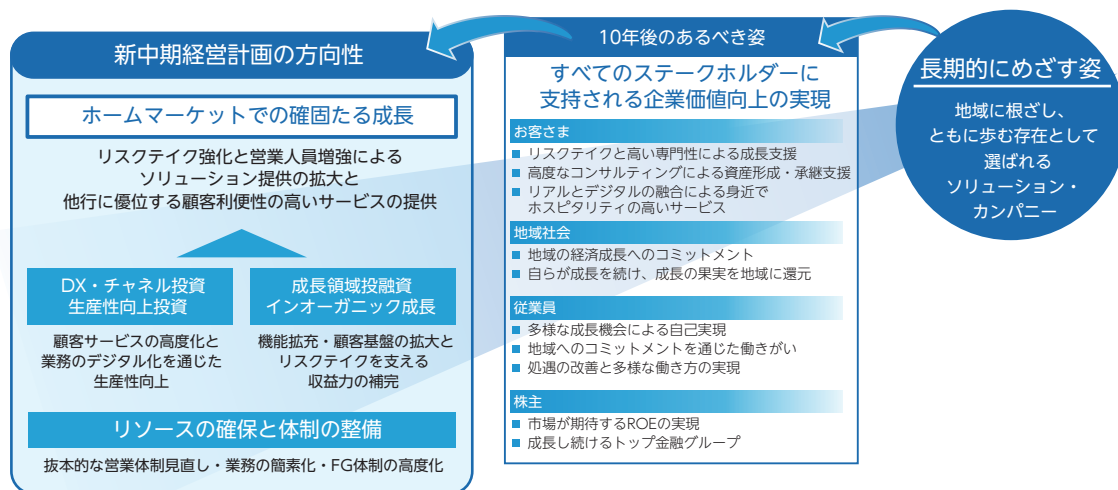
[企業集団の対処すべき課題]

当社グループを取り巻く環境は、国内における人口減少や高齢化の進行といった中長期的な社会課題に加え、グローバルな政治経済動向の急激な変化や国内外の金融政策の動向など不確実性が高まっています。また、昨今の社会情勢から金融機関に対する「信用と信頼」がこれまで以上に求められています。

このような環境のもと、長期的にめざす姿である「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」に向けて、10年後のあるべき姿を定め、前中期経営計画での成果と課題認識を踏まえつつ、バックキャストによって新中期経営計画を策定しました。

新中期経営計画で掲げる基本テーマに則った重点戦略を遂行し、ソリューションビジネスの拡大と、リレーションシップ・バンキングの一層の強化を通じて、ホームマーケットでの確固たる成長を実現します。

10年後のあるべき姿からバックキャストし、課題認識を踏まえた中期経営計画を策定



■新中期経営計画の概要

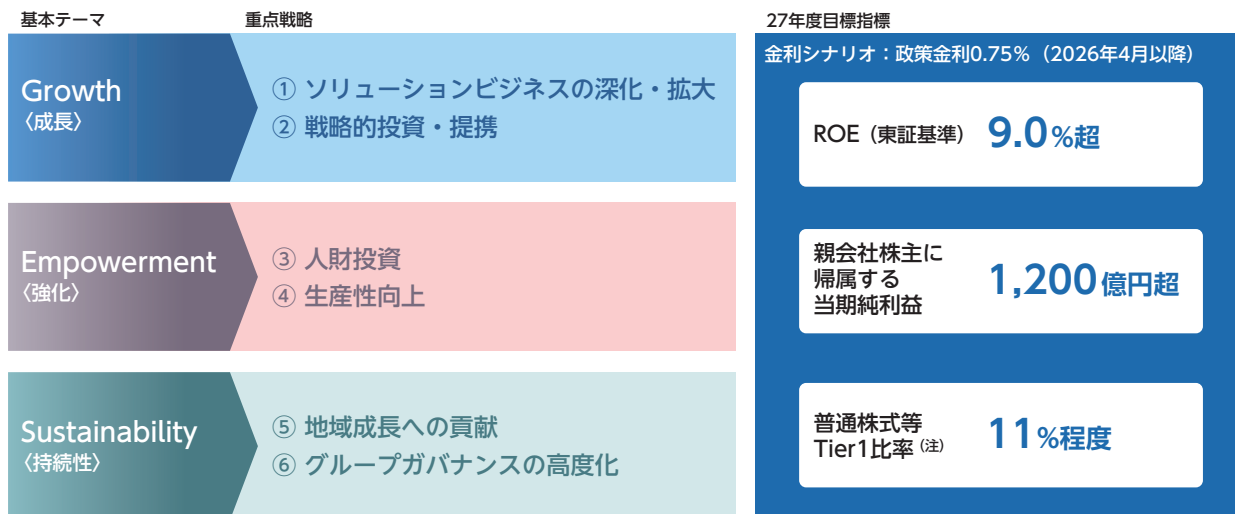
位置づけ

新中期経営計画では、計画期間を「未来への飛躍につなげる3年間」と位置づけ、これまでの取り組みをさらに深化させるとともに、将来を見据えた成長投資の拡大と経営体制のさらなる強化により、持続的な成長を支える基盤を構築していきます。

目標指標

「ROE（東証基準）」「親会社株主に帰属する当期純利益」「普通株式等Tier1比率」を目標指標として設定しました。着実な利益成長と、健全性を維持した効率的な資本運営により、収益性を最大化し、新中期経営計画の最終年度に資本コスト（当社が認識する資本コストは6～9%）を上回るROEの実現をめざします。

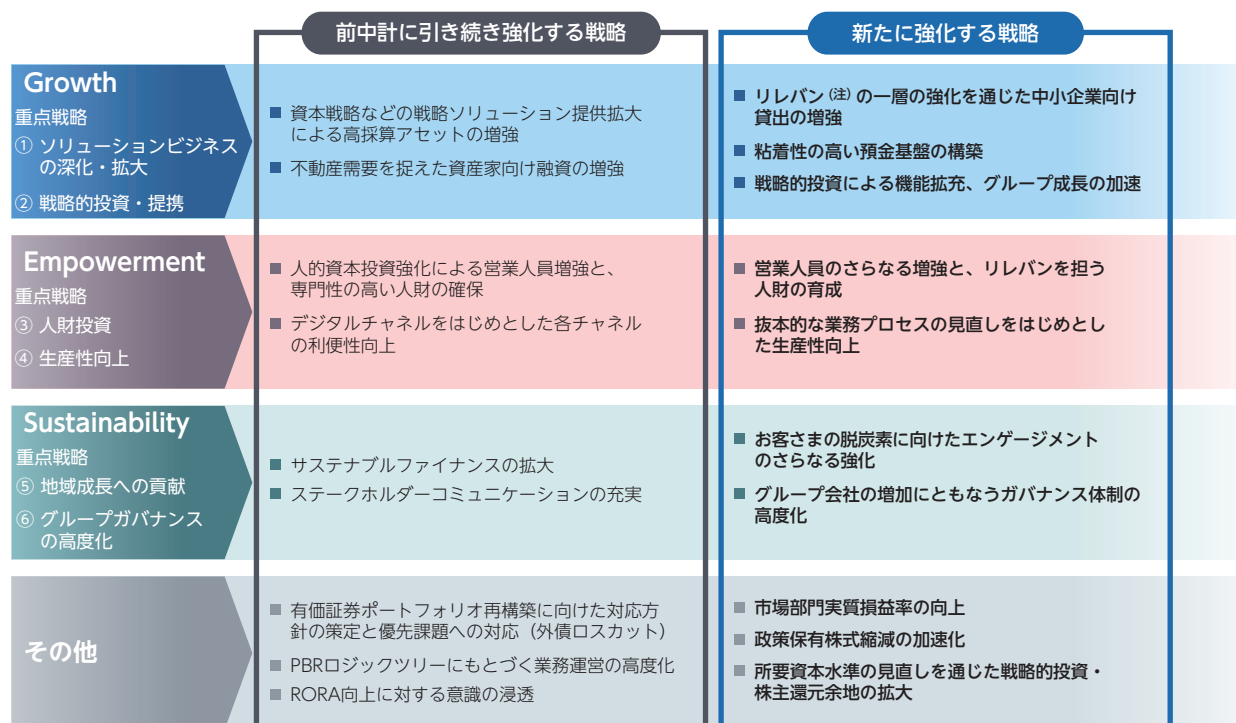
未来への飛躍につなげる3年間



（注）パーゼルⅢ最終化・完全実施ベース（その他有価証券評価差額金除く）

基本テーマと重点戦略

新中期経営計画では、基本テーマ「Growth -成長-」「Empowerment -強化-」「Sustainability -持続性-」にもとづき、6つの重点戦略を定めています。前中期経営計画の戦略を継承しつつ、持続的な成長に向けて新たに強化していく方向性を明確にし、具体的な取り組みを進めていきます。



(注) リレーションシップ・バンキング

資本政策

持続的成長と企業価値向上を実現するため、資本政策のさらなる強化に向けた3つの方針に取り組みます。

・政策保有株式の縮減

資本の最適な配分に向けて、政策保有株式の縮減目標をあらため、2030年3月末までに保有残高（時価）を連結純資産比10%未満とします。

・資本水準の見直し

収益力向上による資本の復元力を踏まえ、普通株式等Tier1比率の目標水準を11%台半ばから11%程度に引き下げることで資本活用余地を拡大します。

・株主還元

累進的な配当を基本とし、配当性向は40%程度を目安とします。また、市場動向や業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

■すべてのステークホルダーに支持される企業価値向上の実現へ

中期経営計画の初年度である2025年度は、グループ全社でお客さまとの強固なリレーションの構築にあらためて注力し、多様かつ質の高いソリューションを提供することで、銀行業の根幹である粘着性の高い預金や貸出等の取引拡大をはかります。そのために、人財投資による人的資本の強化や業務改革とIT活用による生産性の向上を推し進めていきます。さらに、すべての役職員が倫理観を持って業務に従事することで、健全な組織風土のさらなる強化に取り組んでいきます。

また、総合金融グループへの進化に向けて、2025年4月に三井住友信託銀行よりL & F アセットファイナンスの株式持分85.0%を取得し、連結子会社としました。6月の株主総会における株主の皆さまからの承認を前提に、監査等委員会設置会社に機関設計を変更し、10月には「横浜フィナンシャルグループ」に商号変更をおこなう予定です。機関設計の見直しを通じたガバナンスの高度化に加えて、L & F アセットファイナンスを含むグループ各社間の連携をさらに強化することで、シナジーの最大化を追求していきます。

そして、中期経営計画にもとづく成長戦略の着実な実行により、目標指標として掲げるROE9%超の達成をめざすとともに、さらなる高い水準への挑戦を通じて、すべてのステークホルダーに支持される企業価値向上の実現をめざします。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	286,979	312,983	358,303	399,103
経 常 利 益	82,257	79,870	77,004	122,764
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	53,881	56,159	66,931	82,805
包 括 利 益	30,160	33,257	154,565	58,438
純 資 産 額	1,164,626	1,161,255	1,284,767	1,292,594
総 資 産	24,060,792	25,729,552	24,381,712	24,793,138

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営 業 収 益	20,802	22,931	29,550	114,917
受 取 配 当 額	19,393	21,682	28,307	113,591
銀行業を営む子会社	19,393	21,682	28,307	113,591
そ の 他 の 子 会 社	—	—	—	—
当 期 純 利 益	19,394	21,519	28,312	113,495
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 16 08	円 銭 18 16	円 銭 24 18	円 銭 98 18
総 資 産	1,000,166	958,572	935,800	980,416
銀行業を営む子会社株式等	879,639	879,639	879,639	879,639
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	その他の業務	合計
設 備 投 資 の 総 額	14,222	276	14,498

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設、改修等

	会 社 名	店 舗 名 そ の 他	所 在 地	区分	設備の内容	投資金額 (百万円)
銀行業務	株式会社 横浜銀行	本店ビル	神奈川県横浜市	改修	変電設備等	2,390
銀行業務	株式会社 東日本銀行	本店ビル	東京都中央区	新設	本店営業部等	1,885

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	銀行業務	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	銀行業務	38,300百万円	100.00%	—
株式会社神奈川銀行	横浜市中区長者町九丁目166番地	銀行業務	6,191百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社はまぎん ビジネスチャレンジド	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社/バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	200百万円	81.62% (81.62)%	—
浜銀ＴＴ証券 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券業務	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	リース業務	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	保証業務	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業務	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合 研究所	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	情報サービス・調査業務	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・ アセットマネジメント 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券投資信託委託業務	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本銀ジェシー ビーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	クレジットカード業務	30百万円	90.00% (90.00)%	—

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
りそなブルダニア銀行 [PT Bank Resona Perdania]	Jakarta Mori Tower 30th, 31st, and 32nd Floor, Jl. Jend.Sudirman Kav.40-41 Bendungan Hilir, Tanah Abang, Central Jakarta 10210, Indonesia	銀行業務	4,050億 インドネシアルピア [3,928百万円]	30.00% (30.00)%	—
ストームハーバー 証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	証券業務	390百万円	49.90%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
5. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社、りそなブルダニア銀行、ストームハーバー証券株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。
6. 株式会社かなざんビジネスサービスについては、2024年3月31日付で解散し、同年7月25日付で清算終了しており、当社の連結子会社から外れております。
7. 東日本ビジネスサービス株式会社については、2024年7月31日付で解散し、2025年1月9日付で清算終了しており、当社の連結子会社から外れております。

八. 重要な業務提携の概況

- ① 株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行とともに共同利用しているシステム「MEJAR」について、株式会社広島銀行を含めた6行にて、2030年度の利用開始を前提にオープン系共同利用型クラウド勘定系システムの検討をおこなっております。

また、6行では、共同利用システムにおけるサイバーセキュリティリスク対策の共同検討についても取り組んでおります。

- ② 株式会社横浜銀行は、株式会社千葉銀行との間で、「業務提携に関する基本合意書」(千葉・横浜パートナーシップ)を締結し、営業部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。
- ③ 株式会社横浜銀行は、株式会社きらぼし銀行との間で、「業務提携に関する基本合意書」(東京・神奈川ソリューションコネクト)を締結し、法人部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。

(5) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
片 岡 達 也	代 表 取 締 役 社 長	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	
小 野 寺 伸 夫	代 表 取 締 役 経 営 企 画 部 担 当 グループサステナビリティ推進担当	株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員	(注1)
大 石 慶 之	取 締 役 グ ル ー プ 機 能 強 化 担 当	株式会社東日本銀行 取締役会長	(注2)
荒 井 智 希	取 締 役 グ ル ー プ 機 能 (市 場 ・ 国 際 部 門) 強 化 担 当	株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員	(注3)
小 貫 利 彦	取 締 役 I C T 統 括 部 担 当	株式会社横浜銀行 常務執行役員	(注4)
秋 吉 満	取 締 役 (社 外 役 員)	株式会社INPEX 社外監査役	(注5)
山 田 能 伸	取 締 役 (社 外 役 員)		(注5)
依 田 真 美	取 締 役 (社 外 役 員)	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 教授 株式会社横浜銀行 取締役 (非業務執行)	(注5) (注6) (注7)
前 原 和 弘	常 勤 監 査 役		
原 光 宏	監 査 役	株式会社横浜銀行 常勤監査役	
橋 本 圭 一 郎	監 査 役 (社 外 役 員)	前田道路株式会社 非業務執行取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役	(注5)
房 村 精 一	監 査 役 (社 外 役 員)	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役	(注5)
野 口 真 有 美	監 査 役 (社 外 役 員)	野口公認会計士事務所 所長 株式会社脱炭素化支援機構 社外監査役 株式会社JSP 社外監査役	(注5) (注8)

- (注) 1. 代表取締役小野寺伸夫氏は、2025年4月1日付で株式会社横浜銀行の代表取締役副頭取に就任しております。
2. 取締役大石慶之氏は、2025年3月31日をもって、株式会社東日本銀行の取締役会長を辞任しております。
3. 取締役荒井智希氏は、2025年3月31日をもって、株式会社横浜銀行の取締役常務執行役員を辞任しております。また、2025年4月1日付で株式会社神奈川銀行の代表取締役頭取に就任しております。
4. 取締役小貫利彦氏は、2025年4月1日付で株式会社横浜銀行の取締役常務執行役員に就任しております。
5. 取締役秋吉満氏、取締役山田能伸氏、取締役依田真美氏、監査役橋本圭一郎氏、監査役房村精一氏および監査役野口真有美氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

6. 取締役依田真美氏の戸籍上の氏名は、深沢真美であります。
7. 取締役依田真美氏は、2025年4月1日付で相模女子大学学芸部英語文化コミュニケーション学科特任教授および相模女子大学大学院社会起業研究科特任教授に就任しております。
8. 監査役野口真有美氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および子会社での地位は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び子会社での地位	その他
助 川 和 浩	執行役員 株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	
小 柴 裕 太 郎	執行役員 株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員	(注1)
窪 田 俊 也	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役常務執行役員	(注2)
勝 田 道 文	執行役員 株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員	
赤 堀 昌 利	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員	
野 辺 和 美	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員	(注3)

- (注) 1. 小柴裕太郎氏は、2025年4月1日付で株式会社横浜銀行の取締役副頭取執行役員に就任しております。
2. 窪田俊也氏は、2025年3月31日をもって、当社の執行役員を退任しております。
3. 野辺和美氏は、2025年4月1日付で株式会社横浜銀行の取締役執行役員に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」という。）を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。なお、本方針の決定にあたっては、社外取締役のみで構成する報酬・人事委員会の審議を経ております。

①基本方針

- ・取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長の促進および中長期的な企業価値の向上をはかるうえで、過度なリスクテイクを抑制しつつ、適切なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・報酬構成、報酬構成割合、報酬水準については、外部調査機関による役員報酬データや客観的な調査データ等をもとに、当社の業績・業態と類似する企業群等をベンチマークとして、定期的に比較・検証をおこない決定します。

②報酬構成および内容

[取締役（非業務執行取締役・社外取締役を除く）]

A. 報酬構成

- ・「基本報酬（固定）」、「短期業績連動報酬（業績連動）」、「株式報酬（信託Ⅰ：業績非連動、信託Ⅱ：業績連動）」の構成としております。
- ・「基本報酬」の額、「短期業績連動報酬」および「株式報酬」の標準額については、役位別にその金額を定め、各報酬の構成割合は「基本報酬」66%、「短期業績連動報酬」17%、「株式報酬」17%としております（短期業績連動報酬および株式報酬が標準額支給の場合）。

B. 各報酬等の内容

(a) 基本報酬

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

(b) 短期業績連動報酬

- ・「短期業績連動報酬」は、単年度の会社業績および個人業績にもとづく評価に応じて年次で金銭を支給いたします。
- ・会社業績を評価する指標は、本業の収益力を示す「実質業務純益（当社グループの銀行合算）」および最終的な経営成績である「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、会社業績の評価に応じて役位別の基準額を決定いたします。役位別の基準額は、役位別の標準額に対し0%～150%の範囲で変動いたします。
- ・個人業績については、期初に設定する目標（担当部門の予算達成・各施策の展開状況・リスク管理体制の整備など、担当部門等にもとづき個人別に5項目程度を設定）に対する達成度等を踏まえ評価し、個人の評価に応じて支給額は役位別の基準額の70%～130%の範囲で変動いたします。なお、最終的な会社業績および個人業績にもとづく評価は、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。

役位別の標準額	×	<会社業績> 会社業績の評価に応じて決定 (0%～150%の範囲)	=	役位別の基準額
役位別の基準額	×	<個人業績> 個人の評価に応じて決定 (70%～130%の範囲)	=	短期業績連動報酬

(c) 株式報酬

- ・「株式報酬」は、信託を活用し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付（以下、「交付等」という。）いたします。信託は、以下のとおり、「信託Ⅰ」および「信託Ⅱ」の2種類を設定しております。

(ア) 信託Ⅰ

- ・役位別の標準額に相当する当社株式等を毎月積み立て、各役員の退任時まで繰り延べて交付等をおこないます。

(イ) 信託Ⅱ

- ・役位別の標準額に相当する当社株式等を毎月積み立て、中期経営計画終了後まで繰り延べて、業績連動係数を反映した額に相当する当社株式等の交付等をおこないます。
- ・業績連動係数は、中期経営計画の業績目標の達成度に応じて75%～200%の範囲で変動いたします。業績連動係数を決定する財務指標は、中期経営計画の目標達成へのインセンティブを高めるため、中期経営計画（2022～2024年度）における目標指標である以下の3項目としております。なお、最終的な業績連動係数は、ESG外部評価指標および中期経営計画の非財務項目への取り組み状況や定性事項を踏まえ、▲15%～30%の範囲で加減算をおこない、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。ただし、決定される最終的な業績連動係数は、上限200%、下限75%を超えることはできないものとしております。

(目標指標)

- ・ROE（連結、株主資本ベース（期首・期末平均残高））
- ・OHR（連結）
- ・普通株式等Tier1比率（連結、バーゼルⅢ最終化・完全実施ベース（その他有価証券評価差額金を除く））

[非業務執行取締役・社外取締役]

A. 報酬構成

- ・業務執行の監督をおこなう役割を踏まえ、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬（固定）」のみとしております。

B. 報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

ロ. 監査役の報酬の内容

監査役の報酬の内容は、監査役協議により決定しており、その内容は以下のとおりです。

①報酬構成

- ・監査役の中立性および独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬（固定）」のみとしております。

②報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価をおこなうことができる代表取締役社長が適任者であることから、株主総会の決議により決定した限度額等の範囲内で、取締役会決議により、代表取締役社長片岡達也に一任しております。なお、当該権限の行使にあたっては、報酬・人事委員会の審議を経ることとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が本方針に沿うものであると判断しております。

二. 株主総会の決議年月日及び当該決議の内容等

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「基本報酬」および「短期業績連動報酬」は年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等は年額120百万円以内として、それぞれ2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の取締役は7名（うち社外取締役3名）、監査役は5名です。また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」は当社と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を合計414百万円（信託Ⅰが160百万円、信託Ⅱが254百万円）、当社が1事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限を373,700ポイント（信託Ⅰが145,200ポイント、信託Ⅱが228,500ポイント）として、2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の本制度の対象となる取締役は4名、当社と委任契約を締結している執行役員は3名です。

ホ. 2024年度における会社役員に対する報酬等の総額

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等種類別の総額			
			現金報酬		株式報酬	
			基本報酬 (固定)	短期業績 連動報酬	信託Ⅰ (業績非連動)	信託Ⅱ (業績連動)
取締役	8	188	120	24	12	31
監査役	5	66	66	－	－	－
計	13	255	186	24	12	31

当社の子会社の報酬を反映した連結報酬等の総額は以下のとおりです。

区分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等種類別の総額			
			現金報酬		株式報酬	
			基本報酬 (固定)	短期業績 連動報酬	信託Ⅰ (業績非連動)	信託Ⅱ (業績連動)
取締役	8	329	202	45	22	57
監査役	5	82	82	－	－	－
計	13	411	284	45	22	57

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 短期業績連動報酬は、当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。
4. 当社は信託を活用した株式報酬を導入しております。株式報酬には、当該制度にもとづき当事業年度に付与された株式交付ポイントに関する費用を記載しております。
5. 業績連動報酬にかかる各財務指標の目標および実績は以下に記載しております。
6. 連結報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

[短期業績連動報酬]

2024年度中に支給された短期業績連動報酬にかかる2023年度の指標の目標および実績、ならびに2025年度中に支給予定の短期業績連動報酬にかかる2024年度の指標の目標および実績は以下のとおりです。

2023年度			2024年度		
指標	目標	実績	指標	目標	実績
実質業務純益（当社グループの銀行合算）	781億円	798億円	実質業務純益（当社グループの銀行合算）	1,112億円	1,172億円
親会社株主に帰属する当期純利益	630億円	669億円	親会社株主に帰属する当期純利益	750億円	828億円

[株式報酬（信託Ⅱ部分）]

「株式報酬（信託Ⅱ部分）」の業績連動係数を決定する財務指標の目標は以下のとおりです。なお、当該指標の目標数値は、中期経営計画（2022～2024年度）の最終年度である2024年度の数値としております。

指標	目標（2024年度）	実績（2024年度）
ROE（連結） ^{（注1）}	6.0%程度	7.0%
OHR（連結）	50%台前半	51.5%
普通株式等Tier1比率（連結） ^{（注2）}	11%台半ば	11.9%程度

（注）1. 株主資本（期首・期末平均残高）ベース

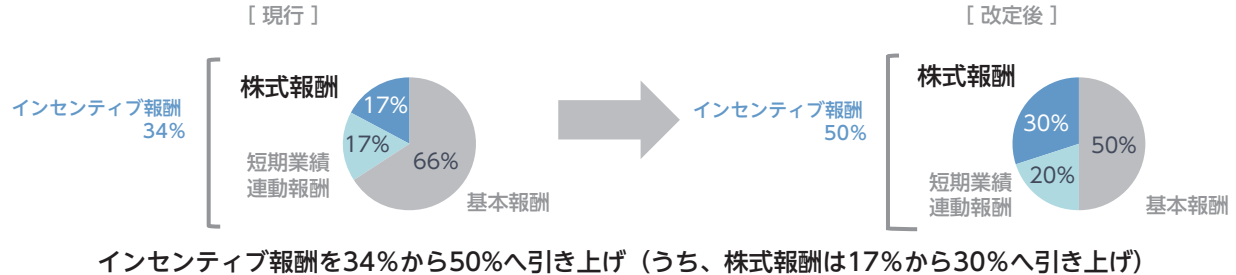
2. バーゼルⅢ最終化・完全実施ベース（その他有価証券評価差額金を除く）

<ご参考>役員報酬制度の一部改定について

当社では、2025年3月26日開催の取締役会において、2025年7月以降の取締役等に対する報酬制度の一部改定について決議しております。改定の主なポイントは以下のとおりです。

- 中長期的なインセンティブである株式報酬の割合を引き上げることで、株主の皆さまとの価値共有をさらに高めていきます。
- 株式報酬と短期業績連動報酬を合わせた「インセンティブ報酬」については、その割合を引き上げるとともに、評価や交付の方法を見直すことで業績達成に対するインセンティブを高めていきます。
- より透明性の高い報酬決定プロセスへの見直しをおこなうことにより報酬ガバナンスを強化するほか、グループ内の各銀行の役員報酬制度も当社の考え方にもとづき改定し、グループガバナンスの強化をはかります。

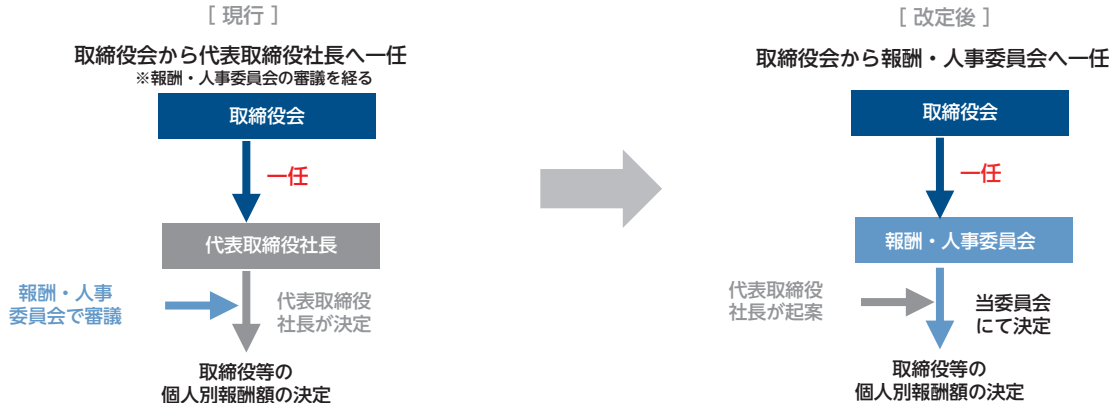
◆報酬の構成割合の見直し（業務執行取締役の場合）



◆株式報酬制度の見直し

対象	当社のグループ会社である神奈川銀行にも対象を拡大
信託Ⅰの交付方法	退任後ではなく毎事業年度終了後に株式交付（退任時まで譲渡制限の対象）
信託Ⅱの評価方法	新たな業績連動指標として株価指標（相対TSR）を追加

◆報酬ガバナンスの強化



3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
秋 吉 満	株式会社INPEX 社外監査役
依 田 真 美	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 教授 株式会社横浜銀行 取締役（非業務執行）
橋 本 圭 一 郎	前田道路株式会社 非業務執行取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役
房 村 精 一	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役
野 口 真 有 美	野口公認会計士事務所 所長 株式会社脱炭素化支援機構 社外監査役 株式会社JSP 社外監査役

- (注) 1. 社外取締役の依田真美氏が兼職しております株式会社横浜銀行は、当社の完全子会社であります。
2. その他、社外役員が役員等を兼務している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
秋 吉 満	5年9か月	当期開催の取締役会15回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、当期開催の委員会12回すべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督機能の発揮に向けた適切な役割を果たしております。
山 田 能 伸	4年9か月	当期開催の取締役会15回のうち11回に出席しております。	必要に応じ、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、当期開催の委員会12回のうち9回に出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督機能の発揮に向けた適切な役割を果たしております。
依 田 真 美	4年9か月	当期開催の取締役会15回すべてに出席しております。	必要に応じ、経営学の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、当期開催の委員会12回すべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督機能の発揮に向けた適切な役割を果たしております。
橋 本 圭一郎	9年	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
房 村 精 一	4年9か月	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
野 口 真有美	3年9か月	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、財務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	当社からの 報酬等の総額	当社からの報酬等種類別の総額			当社子会社からの 報酬等
			基本報酬 (固定)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
社外役員	6	59	59	—	—	6

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する当社および当社子会社からの報酬等は基本報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は、利益水準や資本配分の状況に応じた柔軟な還元をおこなうため、中期経営計画期間中(計画期間2025年度から2027年度)の株主還元方針を以下のとおり定めております。

<中期経営計画期間中の株主還元方針>

- ・ 累進的な配当を基本とし、配当性向は40%程度を目安とする。
- ・ 市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施する。

ご参考 政策保有株式について

【政策保有に関する方針】

当社およびグループ銀行の上場株式に係る「政策保有に関する方針」は次のとおりです。

政策保有株式については、株価変動による財務リスクの抑制および資本コストを意識した資本の効率的な利活用の観点から、残高縮減を基本方針とします。

- (注) 1. グループ銀行とは、横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行を指します。
2. 政策保有株式は、保有目的により(1)営業目的株式と(2)事業戦略目的株式に分類しており、(1)が大半を占めます。
(1)営業目的株式とは、地域経済の中核的役割を担う企業や地域開発など地域の発展に貢献している企業、再生支援等を目的とする企業、資本コストに見合ったリスク・リターンが得られる企業などの株式を指します。
(2)事業戦略目的株式とは、業務提携などを通じて、事業戦略上の効果が見込まれる企業の株式を指します。

保有する株式については、保有意義、経済合理性等を定期的に検証し、保有の妥当性が認められない場合には、採算改善交渉または市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮しつつ売却をおこないます。

また、妥当性が認められる場合にも、残高縮減の基本方針に則し、市場環境や経営、財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

なお、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を示された場合には、売却を妨げることはいたしません。

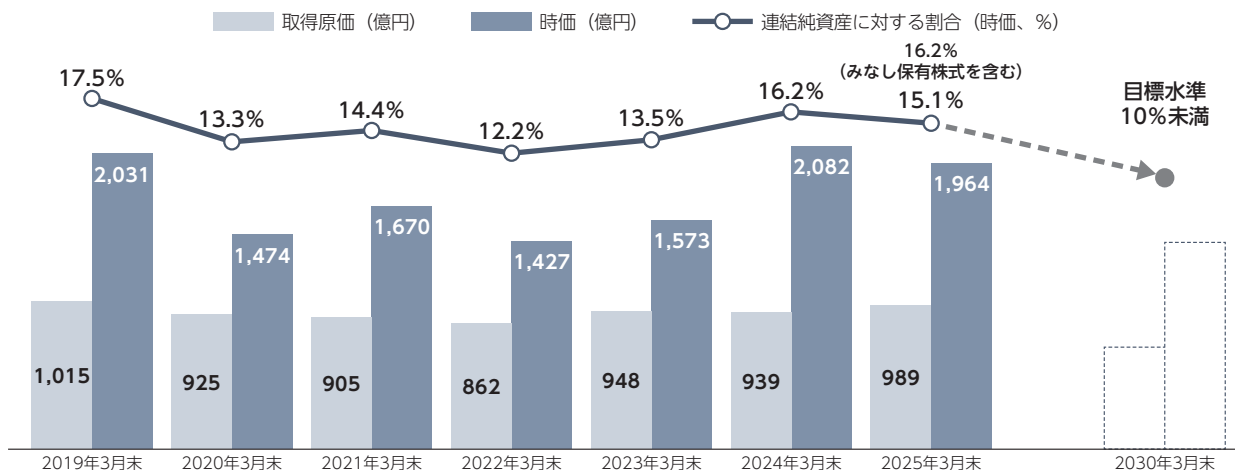
【政策保有株式の縮減への取り組み】

2024年度はグループ銀行合算で取得原価23億円、時価77億円の政策保有上場株式を売却しました。

2025年度より、2030年3月末までに連結純資産に対する時価保有残高（横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行が保有する上場株式、非上場株式〔みなし保有株式は除く〕の合計）の割合を10%未満とするよう目標を見直しており、これまで以上に政策保有株式縮減の取り組みを進めてまいります。

なお、政策保有株式から純投資株式への振り替えはおこないません。

(政策保有株式残高の推移、連結純資産に対する割合)



- (注) 1. 横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行が保有する上場株式、非上場株式（みなし保有株式は除く）の合計。
2. みなし保有株式とは、信託契約等にもとづき、所有権は有しないものの議決権行使権限またはその指図権限を留保している株式のことを指します。当社グループの場合は、退職一時金の給付を目的に投資株式を信託資産として拠出したものが該当します。
3. みなし保有株式を一部、銀行勘定へ返還したことなどにより、2023年3月末、2025年3月末の政策保有株式（取得原価）は増加しました。2025年3月末の保有残高は、取得原価179億円、時価138億円です。

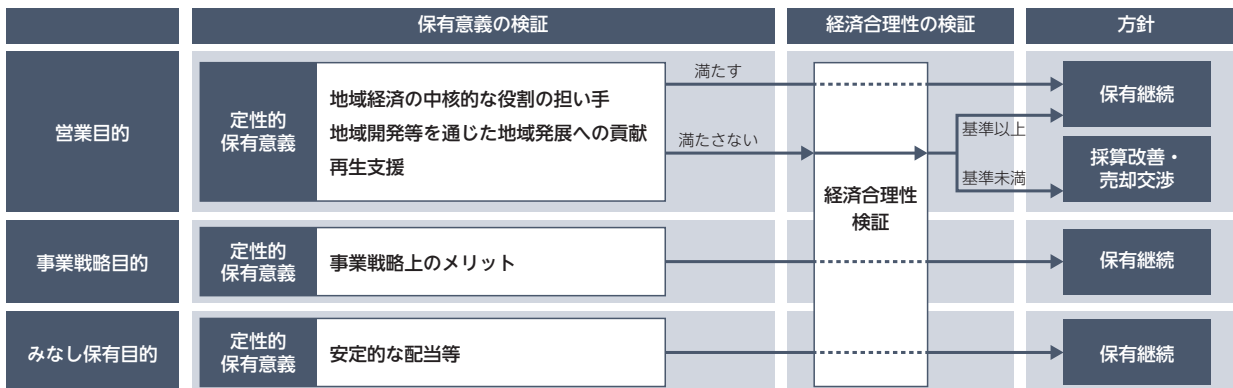
【保有意義、経済合理性の検証】

政策保有する上場株式につきましては、個社別に保有意義（地域の発展への貢献、長期的・安定的な取引関係強化等）や経済合理性（資本コストに見合ったリスク・リターン）等を当社取締役会にて定期的に検証しております。

経済合理性につきましては、ROE目標に応じて、RORAおよび使用資本利益率（リスク量ベース）の基準値を設定し検証しております。

また、売却や採算改善に向けた取り組み状況を定期的に確認しております。

（政策保有株式およびみなし保有株式の保有意義、経済合理性検証フロー【イメージ図】）



- (注) 1. $RORA = \text{コスト控除後利益} \div \text{リスクアセット}$ 、 $\text{使用資本利益率} = \text{コスト控除後利益} \div \text{リスク量}$
 コスト控除後利益：株式保有や与信に伴う信用コスト、経費等を控除。株式配当を含み、売却損益や評価損益は含まず。
 リスクアセット・リスク量：信用および市場リスクの合算。
 2. 定性的保有意義を確認し、保有継続とした株式であっても、経済合理性の検証を実施し、資本の有効活用の観点から、採算改善に努めます。また、市場環境や経営、財務戦略等を考慮し、売却することがあります。
 3. 一定期間採算改善の目的が立たない銘柄については、売却交渉をおこないます。
 4. 営業目的には売却可能分を含みます。

なお、個別銘柄の状況につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。
 URL： <https://www.concordia-fg.jp/company/base/owned/index.html>



【議決権行使基準】

当社グループでは、議決権行使にあたり、政策株式保有先の経営方針（中長期的な企業価値の向上、持続的成長）、ガバナンス、業容などを確認したうえで、株式価値の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断します。

株式価値に大きな影響を与える可能性のある重要な議案や、議案内容に不明な点がある場合には、必要に応じ政策株式保有先と個別に対話をおこなうなど、慎重に賛否を判断します。

当社グループが重要と考える議案は以下のとおりです。

- ・ 剰余金処分議案（大幅な赤字である場合など）
- ・ 取締役・監査役選任議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合など）
- ・ 買収防衛策議案
- ・ 組織再編議案
- ・ 退職慰労金贈呈議案（監査役等を対象とする場合など）

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

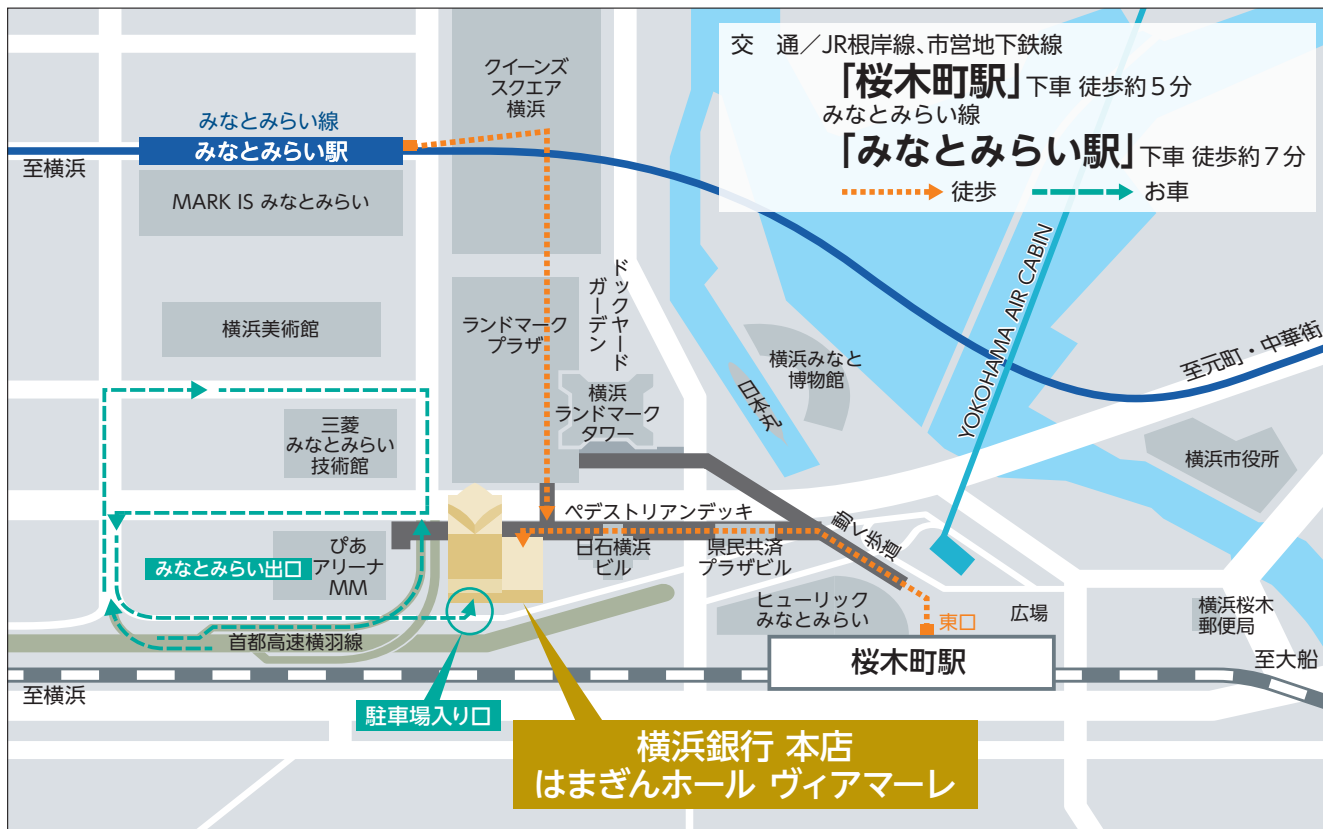
株主総会会場ご案内図

日 時

2025 年 6 月 20 日 (金曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時)

会 場

横浜銀行 本店
はまぎんホール ヴィアマーレ
横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 電話(045)225-1111(代表)



◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。